

仙台市立東仙台小学校 いじめ防止基本方針

令和2年3月31日改訂

I 目的

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という）第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」を踏まえて「仙台市立東仙台小学校いじめ防止基本方針」を策定し、令和元年8月31日に、仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号、以下「条例」という）第11条の規定が加わったことから改訂を行った。令和元年度中にさらに見直しを行い、今回の基本方針の改定を行うこととなった。

本校では、保護者や地域住民と連携し、子供の尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの子供にも起こり得るものとの理解を持って真摯に向き合い、いじめの防止等の取組を不断の見直しを行いながら着実に推進していく。

（仙台市いじめの防止等に関する条例第11条）

- 1 市立学校は、法第13条の規定により、当該市立学校の実状に応じ、当該市立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更しようとするときは、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを当該市立学校のすべての職員、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知するものとする。

II 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条で規定されている基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

条例第3条で規定されている、基本理念として行われなければならないこと

- いじめの防止等のための対策は、学校が全ての児童生徒にとって安心でき、かつ自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行う。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って取り組まれるものとする。

本校では、この基本理念の下、子どもたちがいじめによって悩み苦しむことを速やかに解消したり子どもたちが自ら解決できるよう支援したりすることで健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に取り組んでいく。

(2) 市立学校及び市立学校の教職員の責務

条例第7条で規定されている市立学校及び市立学校の教職員の責務

市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(3) いじめの定義等

① いじめの定義

法第2条第1項、条例第2条第1号、での規定

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・いじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- ・いじめの多様な態様を考え、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、被害児童がそれを否定する場合や気付かない場合等があることを考慮し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないよう努める。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外の幅広い仲間や集団と捉える。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含む。
- ・背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性の観点からいじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの認知は、基本的に「学校いじめ防止等対策委員会」で行う。

[具体的ないじめの態様の例]

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団で無視をされる
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる
- 金品を隠される、取られる、盗まれる、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷等の嫌なことをされる等

いじめの中には、犯罪行為に当たるものや児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるものもあるので、その際は警察と連携した対応も視野に入れて対応する。

② いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るもの

- ・いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得ること、また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解し対応に当たる。
- ・友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることも理解して対応に当たる。
- ・いじめの加害、被害の二者関係だけでなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作るように対

応ずる。所属集団の問題（仲間意識による排他性、人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意して対応に当たる。

- ・障害のある児童、海外帰国児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、各種災害で被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童など、配慮が必要な児童については、当該児童の特性を十分理解した上で、その保護者や関係機関と連携を図りながら、日常的に支援を行うよう努める。

（４）いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、「いじめのない東仙台小学校をめざして」のスローガンのもと、以下のことに取り組み、確実に推進していくよう努める。

① いじめの防止

条例での、児童生徒のいじめの禁止及び児童生徒の心構えについての規定

（いじめの禁止及び児童生徒の心構え）

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

- ・全ての児童を対象とし、いじめの未然防止に継続的に取り組む。
- ・加害、被害の関係改善のほか、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童への働き掛けと意識付けも行い、児童自身に「いじめをしない」という強い気持ちを持たせ、また、集団の中で「いじめをさせない、許さない」といった態度、姿勢を示せるような指導を行う。
- ・傍観者的な言動もいじめを助長する行為であることを理解できるよう指導に当たる。
- ・法や条例により児童はいじめを行ってはならないと定められていることを周知する。
- ・児童の情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、人間関係を構築するための素地を養うよう指導に当たる。
- ・命の尊さを学び、自らの存在価値を認め自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心を育成するよう指導に当たる。
- ・要因に着目し、その改善を図り、要因に適切に対処できる力を育むよう指導に当たる。
- ・全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を味わえる学校生活づくりをめざす。また、たてわり活動を学校経営の最重点努力事項とし、特に自己有用感の高まりをめざす。
- ・いじめの問題への取組について保護者や地域全体に認識を広め、家庭や地域においてもいじめを見逃さずこれを許さないとの姿勢を持ってもらえるよう、啓発を図る。

② いじめの早期発見

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも認識し、児童のささいな変化に対していじめの可能性を持ち、早い段階からに関わりを持つようにする。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整える。
- ・地域に対しても積極的な情報提供を求めていく。

③ いじめへの対処

- ・いじめが確認された場合、いじめを受けた児童の安全、安心を最優先に確保する。
- ・事実の詳細を確認した上で、加害児童や周囲の児童に事情を確認し、指導を進めるなどの対応を、関係児童やその保護者との間で共通理解を図り、迅速に組織で行う。
- ・家庭や市教育委員会への連絡、相談や、事案に応じ関係機関との連携を図って対応を進める。

④ 家庭や地域との連携

- ・子供の教育について第一義的責任を負う保護者とは、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためにも、信頼関係の醸成と連携の強化を図る。
- ・PTAや地域の関係団体等と学校の三者で、いじめの問題も含めた児童の現状について共通理解

を図り、連携し協働で取り組めるよう努めていく。

- ・家庭、地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりの確実な推進を図る。
- ・児童が日頃から他の児童や大人と関わりを持つ機会としての地域における活動や行事の重要性を啓発し、また、その活動の推進にできる限り協力する。

⑤ 関係機関や他の学校との連携

- ・いじめの防止、早期発見、効果的な対応のため、さまざまな関係施設、関係機関との連携を進めるために、日頃から本校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築に務める。
- ・特に本校の児童が利用する東部児童館とは、学校と人間関係が連続していることから、適宜必要な情報共有が図られるよう、情報共有体制を構築する。また、いじめが発生した場合には、双方で連携、協力して対応に当たる。
- ・児童の入学、卒業、転出入に際して、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む）と入学・転入先の学校間においての必要な情報の確実な引き継ぎを行う。

Ⅲ いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 仙台市立東仙台小学校いじめ防止等対策委員会

法第22条及び条例第14条に基づき、上記委員会を設置する。

校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、該当学年主任、該当児童担任で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、さわやか相談員等、他の教職員や、スクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家の参画も考慮する。

所掌事務

- | | |
|---|--|
| ア | 学校いじめ防止基本方針に基づく年間推進計画の策定 |
| イ | 本校のいじめの防止等のための対策の企画、実施又は承認 |
| ウ | いじめの相談・通報窓口 |
| エ | いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などの情報の収集、記録、共有 |
| オ | いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査、対応や指導等の方針決定等） |
| カ | いじめの防止等のための対策の取り組み結果の点検・評価
(いじめの防止等の取組に係るPDCAサイクルによる検証) |
| キ | その他いじめの防止等に関する重要事項 |

② 仙台市立東仙台小学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うように指示があった場合、「本校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、学校関係者評価委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により上記委員会を設置して調査を行う。

(2) いじめの防止等に関する取組

主体的かつ組織的に学校が一丸となって取り組む。また、学校における円滑な情報共有を図る。

① いじめの防止

条例による市立学校におけるいじめの防止及び教職員の資質向上についての規程

(市立学校におけるいじめの防止)

第12条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。
- 4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。
- 5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。

(いじめの防止等のための教職員の資質の向上等)

第13条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

- ☆「いじめ防止きずなキャンペーン」期間中を中心に、いじめ防止のための児童会による自主的な活動を支援、促し、いじめについて児童自らが考え意識して実践する機会とする。
- ☆いじめ防止「きずな」サミットに参加し、全市的な会合の場に持っていく学校での取組みは代表委員会で議決することで、全児童がいじめについて考え意識して実践する機会とする。
- ☆いじめに向かわない心や態度、言動の育成のために、「命の大切さ、お互いの人格の尊重」を目標に、「道徳」「総合的な学習の時間」「生活科」「特別活動」を中心に、学校教育活動全体で取り組む。学校経営計画の最重要努力事項にたてわり活動の充実を示し、実践の中での思いやりの心等の学びの機会とする。また、自己有用感や自己肯定感、充実感が味わえるような活動や取組を行うこととする。
- ☆いじめ問題に対して保護者や地域の理解と協力を得て連携して取り組むために、学校の取組や状況等について学校からのお便り等あらゆる機会をとらえて情報発信に努める。
- ☆いじめ防止や発達障害等で配慮を要する児童への対応、不適切な指導禁止の具現化等に関する教職員の資質向上を図るため、学校内外の研修の機会に積極的に参加できる体制や指導・伝達できる体制を構築する。

② いじめの早期発見

条例での市立学校におけるいじめの早期発見についての規定

第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

- ☆教職員が児童としっかりと向き合い信頼関係を構築できるよう、行事や会議の精選、業務の見直しを行い、時間的な余裕を生み出すよう努める。
- ☆児童からの相談に対しては「担任」「養護教諭」「スクールカウンセラー」を主担当とする。
- ☆保護者や地域住民からの相談に対しては「教頭」「生徒指導主任」「いじめ担当者」「該当学年主任及び担任」が分担し担当する。いじめに関する相談の場合は「教頭」「いじめ担当者」「該当学年主任及び担任」とする。
- ☆相談窓口の周知は、ホームページで常時掲載するほか、学校だより等で随時掲載する。
- ☆仙台市一斉の「いじめについてのアンケート」の他、学校独自の「生活アンケートを実施」し、最低年間4回はアンケートによる実態把握を行う。
- ☆いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、年度始の全家庭戸口訪問、夏季休業中の全家庭個別面談、冬季休業前の希望家庭個別面談、年間3回の学級・学年懇談会、年間5回の授業参観を行う。

☆いじめやその疑いのある情報に対しては、いじめの発見に向けたチェックリスト表に照らし合わせ、担任個人の判断とならないようにする。

☆アンケート等でいじめやその疑いのある情報を把握した場合は、事実の確認、報告、相談、保護者への連絡と今後の対応の確認、調査、指導、保護者への報告、見守り等を、**仙台市立東仙台小学校いじめ防止等対策委員会を中心とした組織で行う。**

☆学校、地域、保護者の三者によるいじめの実態や防止対策等に関する意見交換を行う場として、「学校評議員・学校関係者評価委員会」「PTA運営委員会」を中心としながら、地域や保護者とのさまざまな会議等の場を活用していく。

③ いじめへの適切かつ迅速な対処

条例での、いじめが疑われる場合の学校への情報提供や市立学校におけるいじめへの適切かつ迅速な対処についての規程

(いじめに対する措置)

第20条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を經由して情報を提供しよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(いじめを行った児童生徒に対する指導等)

第21条 市立学校は、前条第3項の規定による指導を行うに当たっては、当該児童生徒がいじめを行った要因を把握しよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するための措置を講ずるものとする。

☆担任がいじめを発見し又は相談を受けた場合、学年主任、いじめ担当者、教頭に報告をする。校長はいじめ防止等対策委員を招集し、いじめの事実の有無の確認やその後の対応に係る方針等を定めて対応する。

☆いじめの有無の確認を行うための措置や、いじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言に当たっては、説明や報告の都度、意向を確認しながら対応を進め、保護者との共通の理解の下に行われるよう努める。

☆市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関にも連絡し連携の上対処していく。

☆他の市立学校の児童生徒に係るいじめ(疑いを含む)を認知した場合には、当該校と連携して対処に当たる。

④ 被害児童への対応及び支援

☆被害児童の心的な状況等を確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で聴き取る。

- ☆被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添い、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援していく。
- ☆被害児童が安心して学校生活に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなどの環境を整える。
- ☆被害児童が加害児童との関係改善を望み、加害児童の内省の深まりが確認できた場合には、被害児童本人やその保護者の同意を得、加害児童本人やその保護者がその趣旨や意義を十分理解したことを確認した上で、謝罪・和解の場を設けるなどして関係修復を図る。関係修復を急ぐあまり謝罪・和解の場を設けることを優先することのないように留意する。
- ☆加害児童への指導や、加害児童から被害児童への謝罪が終わった後も、見守り体制や再発防止策について、学校いじめ等対策委員会で検討し、実践する。また、保護者等に見守りの状況等を伝えるときに、必要な支援を行っていく。

⑤ 加害児童に対する措置

- ☆複数の教職員で事実関係を聴き取りいじめがあったことが確認された場合、いじめを受けた児童や関係保護者の意向を確認した上で、いじめを受けた児童に謝罪を行うよう指導する。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ☆迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係保護者に対して継続的な助言を行うよう努める。
- ☆加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ☆加害児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意しながら、以後に心理的な孤立感・疎外感を与えないような配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、場合によっては警察との連携による措置も含めて対応していく。
- ☆加害児童がいじめを行うに至った要因を把握し、加害児童自身がいじめや虐待を受けていることを把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童に対する支援その他いじめの再発を防止するために必要な対応を行う。
- ☆教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒（※）を加えることも考慮する。ただし、懲戒を加える際は教育的配慮に留意し、いじめた児童がその行為を理解し健全な人間関係を育むことができるような目的で行う。
 - ※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で、懲戒として認められると考えられるものの例（「体罰の禁止及び生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省平成25年3月13日付通知）より）
 - ・「放課後等に教室に残留させる」「授業中、教室内に起立させる」「学習課題や清掃活動を課す」「学校当番を多く割り当てる」「立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる」「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」等
- ☆懲罰が必要と認める状況においても、決して体罰や不適切な指導によることなく、児童の規範意識や社会性の育成を図るよう行い、粘り強く指導していく。

⑥ いじめの解消について

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、重大性によるものの最低3か月は継続していることを目安とする。その期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を具体的な見守りのプランに基づき注視する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視していく。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ等対策委員会では、いじめが解消に至るまで支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察していく。

⑦ 家庭や地域との連携

ア 家庭との連携

☆保護者は児童の教育について第一義的責任を負うものであり、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する責務を有していることを周知し、共にいじめを許さないなどの規範意識を養うための助言を行い、いじめから児童を守っていくよう協力を求め続けていく。

☆ホームページに常時掲載するほか、PTA総会、PTA運営委員会、学年・学級懇談会、新入学保護者説明会等の機会に家庭の協力を願う。学校だよりやいじめについてのアンケート実施の際などにも書面にて家庭の協力を願う。

☆普段から保護者との間の信頼関係の構築に努める。また、保護者との信頼関係を損ねるような言動、行為は厳に慎むとともに、真摯な態度で接するよう努める。

☆仙台市内で行われるいじめに関する講演会や研修会の情報を積極的に流し、保護者に対する学習の機会の提供に努める。

イ 地域との連携

☆児童が日頃からより多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童に対して地域の取組などへの参加を促す。

☆いじめに関する方策等をホームページに常時掲載するほか、学校評議員・学校関係者評価委員会、民生委員児童委員会、学校保健委員会等学校が主催する会議の機会に地域への依頼や協力を願う。学校だよりも活用して、書面にて地域の協力を願う。

☆普段から地域住民や地域の各種機関・団体との間の協力関係の構築に努める。そのためにも開かれた学校づくりの推進を図る。

☆学校支援地域本部、連合町内会、PTA、教育関係諸機関・団体等と連携し、地域の力を学校教育に取り込んでいく。

☆特に仙台市東部児童館とは、本校児童が多数利用していることや本校内にサテライトを置いて活動していることから、情報の交換や共有に努め、何かあるときには連携・協力して対処していく。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項におけるいじめの重大事態の規定

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめを受けた児童の生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処する。また、重大事態への対処やその公表に当たっては、いじめを受けた児童や保護者の意向に配慮しながら、市教育委員会と連携の上対応する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。想定されるケースは以下のとおりである。

- ※ 児童が自死を企図した場合や精神性の疾患を発症した場合
- ※ 身体に重大な傷害を負った場合
- ※ 金品等に重大な被害を被った場合など

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が15日間連続して欠席しているような場合は、市教育委員会と市立学校の判断により、調査に着手する。また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあれば、迅速に報告・調査等に当たる。

2 重大事態の発生と調査

重大事態やその疑いが発生した場合、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会の判断により本校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置し調査を行う。教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

3 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護など関係者の個人情報に配慮し提供する。アンケート調査については、いじめを受けた児童やその保護者に提供することを前提とすることを調査対象となる児童や保護者に事前に説明する。また、教育委員会からも必要な指導や助言を得て調査を行い、調査結果は教育委員会にも報告する。

V その他の重要事項

1 学校いじめ防止基本方針の周知

条例第11条第3項に基づき、本校の全ての教職員に周知するとともに、本校に在籍する児童とその保護者、地域住民その他の関係者にも周知を図る。

周知に当たり、ホームページへの掲載や書面での配布等により誰でもその内容を確認できるようにし、児童やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか年度始め等の機会にも周知を図る。

2 附則

- ・平成26年 1月30日 策定
- ・令和 元年 8月31日 改訂
- ・令和 2年 3月31日 改訂